

# 令和6年度沖縄県文化芸術奨励金公募要領

## I. 制度の概要

### 1. 制度の趣旨

沖縄は、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化芸術を受け入れ、沖縄の精神的、文化的風土と融合させることで、亜熱帯の海に囲まれた美しい島々に、独特の文化芸術を育んできました。文化芸術は、県民の生活に深く根ざし、繰り返された世変わりにおいても、新たな時代を切り開く心のよりどころとなりました。

本制度は、沖縄の優れた文化を保存・継承・発展させるため、次世代を担う若い芸術家等が実施する文化芸術活動に対して助成を行います。

### 2. 内容

沖縄の文化芸術の発展に寄与する芸術家等を志す、将来が有望な若い担い手に対して奨励金を交付します。奨励金は申請者の中から選考のうえ、60万円を上限として交付します。

活動の対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年3月14日までです。

### 3. 対象者

奨励金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体

- (1) 住所地及び活動拠点が沖縄県内であること（沖縄県市町村の住民基本台帳に登録され、現に居住している方）
- (2) 沖縄の文化芸術の保存、継承、発展に資する活動（企画、制作、発表等）を行っている方
- (3) 申請年度の4月1日時点で39歳以下であること
- (4) 専門としている分野で一定の活動歴があり、期間終了後も継続して活動を行う見込みのある方
  - ・ 申請は1個人又は1団体につき1件です。
  - ・ 学生は対象外です。
  - ・ 団体の場合は構成員全員が39歳以下であることが条件です。

#### 《奨励金の活用事例》

- ・ 公演、展示などの発表等に係る費用
- ・ 県外・海外でのワークショップや研修へ参加するための渡航費
- ・ 稽古場やアトリエなどの賃借料
- ・ 用具・衣装等の修理、更新に係る費用
- ・ コンクールなどの出場に係る費用 など

#### 《対象とならない経費》

- ・ 取組と無関係な物品等の購入や生活費等に充てるためのもの
- ・ 高額な備品（パソコン、コピー機、カメラ、ビデオ機器等）購入費
- ・ 予備費、雑費等使途が曖昧な経費
- ・ 宗教活動又は政治活動を目的としているもの
- ・ 本交付金の趣旨に沿わない取組にかかる経費 など

## Ⅱ. 応募手続き等の概要

### 1. 応募書類

- (1) 沖縄県文化芸術奨励金申込書
- (2) 上記申込書に自己をアピールする資料を添付すること（様式は任意ですが、A4用紙5枚以内で画像などを貼り付け、説明文を入れて活動状況が分かるようにして下さい。）
- (3) 住民票
- (4) 誓約書
- (5) 受賞歴や公演への参加が分かる資料（賞状の写し、パンフレット、チラシ、写真等）

### 2. 申請の方法

上記資料を下記のアドレス宛にメールで提出して下さい。

提出先 沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課

アドレス [aa058106@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa058106@pref.okinawa.lg.jp)

提出期限 令和7年1月17日

※件名を「【申請】沖縄県文化芸術奨励金申込」として下さい。

## Ⅲ. 対象者の決定について

応募のあった提案については、沖縄県文化観光スポーツ部に設置する審査委員会において審査します。ただし、応募者多数の場合は文化振興課において審査（書類審査）を行います。なお、必要があると認められる場合には、ヒアリング等（応募者のプレゼンテーション）を行います。

## Ⅳ. 対象経費

経費区分	経費の内容
研修費	参加料、受講料 等
報償費	講師等謝金、出演料 等
旅費	交通費、宿泊費 等
需用費	印刷費、修繕費、材料費、消耗品 等
役務費	通信費、運搬費、広告宣伝費、著作権使用料、デザイン料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械設備等の使用料、衣装レンタル、楽器レンタル 等
委託料	撮影、映像編集、配信等に係る経費 等
その他	その他知事が特に必要と認める経費等

### 【補足】

根拠資料として、外部の機関等が発行する領収書等を添付すること

## V. その他の留意事項

- (1) 同一人が同時に複数の申請を行い、又は別に申請を行う団体の一員になることはできません。
- (2) 申請者が同一の取組内容で国、県、市町村、その他の公的団体から補助等を受けている場合、決定が取り消されることがあります。
- (3) 決定した場合は、氏名（又は団体名）、取組内容などを一般（沖縄県のホームページや新聞などの広告媒体等）に公開します。
- (4) 採用された方には、期間終了後に提出する実績報告書以外にも活動状況がわかる資料の提出や、沖縄県が行う文化芸術振興に係る取組への協力を依頼することがあります。その際には、取組内容に関わる情報や成果をとりまとめた映像・写真や広報用資料等の提供をお願いします。
- (5) 提供頂いた資料等については、本制度の紹介用のほか、沖縄県の広報宣伝媒体、各種会議等において使用することもありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 奨励金の返還について
  - ・ 虚偽の申請内容が確認された場合、奨励金の返還を求めます。
  - ・ 奨励金交付後、取組内容に虚偽が判明した場合、奨励金の返還を求めます。
  - ・ 所定の期間内に実績報告書の提出がない場合は、奨励金の返還を求めることがあります。
  - ・ 実績報告書において、当初の活動内容と著しく異なる場合は、奨励金の返還を求めることがあります。